

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第126号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表固定資産税室の項中「大規模家屋評価係長」を「非木造評価業務推進係長」に改め、同表納税室の項を次のように改める。

納税室	収納対策課長 納税第一課長 納税第二課長 納税第三課長 納税第四課長 納税第五課長 納税第六課長 納税推進課長	収納企画係長 指導第一係長 指導第二係長 指導第三係長 諸税徴収第一係長 諸税徴収第二係長 高額徴収第一係長 高額徴収第二係長 納税推進係長
-----	---	--

第5条納税室の項中第15号を第16号とし、第14号を削り、第13号を第15号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号ただし書を削り、同号を同項第7号とし、同項第4号ただし書を削り、同号を同項第6号とし、同項第3号ただし書を削り、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第5号」を「第7号」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 市税に係る徴収金の徴収の促進に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金の滞納処分の指導及び実施に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)